

部活動規約

部活動担当

第1章 全般について

1. 活動目的

部活動は生徒個人の心身の発達をはかるとともに、その技術の向上をはかり、集団生活を営む上で必要な態度を養うために行うものとする。

2. 入部・退部について

- (1) 入部は1人、1つの部のみとする。
- (2) 部活動の加入については、希望制とする。
- (3) 1年生の入部については下記のように定める。
 - 1年生については、仮入部期間を経て、『入部届』を、担任・顧問に期間内に提出し、部結成を経て本入部となる。
 - 仮入部期間については下記のように定める。
 - 希望する部活動の活動場所において、仮入部を行う。
 - 期間中の土日、祝日の参加はしない。
 - 仮入部の日は安全上、顧問が必ずつける日のみとする。生徒のみでの活動は行わない。
 - 服装について、仮入部は各部の活動に応じて、体育着・ジャージ、又は制服とする。
- (4) 2・3年生の手続きについては、年度当初に、『継続届』を担任・顧問に期間内に提出し、部結成を経て本入部となる。
- (5) 退部・転部については下記のように定める。

生徒個々の理由によりやむを得ず退部に至るような場合、保護者の承諾だけでなく、所属している部活動顧問及び担任と面談等を重ねた上、慎重に進める。決定したら、『退部届』を担任に提出する。

また転部についても同様で、担任を中心に当該生徒及び保護者の意向を汲み取りながら、転部を希望する部活動顧問と調整を図り、必要に応じて、当該生徒に対し仮入部期間を設けるなど様子を見る。

退部届、入部届をそれぞれ担任、顧問に提出する。

3. 設置部活動について

- (1) 部はその性質により、運動部と文化部に分ける。
- (2) 部活動は、下記のとおり運動部14、文化部6の計20とする。

運動部【14】		
野球部	サッカー部	男子バスケットボール部
女子バスケットボール部	男子バレーボール部	女子バレーボール部
女子バドミントン部	男子ソフトテニス部	女子ソフトテニス部
剣道部	男子卓球部	女子卓球部
陸上競技部	生活部	
文化部【6】		
文芸部	美術部	吹奏楽部
家庭科部	科学部	生物育成研究部

※生活部は特別支援級の生徒のみ、入部することができる。

- (3) 各部では部長・副部長をそれぞれ選出する。

第2章 活動について

1. 活動規則について

部活動で設ける規則については、校則に準じたものであること。

2. 活動計画について

各部活動の顧問は、戸田市部活動方針を遵守し、部活動の目標、休養日や活動時間、大会等への参加について計画的に設定し、生徒や保護者に周知しなければならない。

3. 活動時間について

(1) 平日の活動については以下のように設定する。

- 完全下校時刻<校門を完全に出る時刻>は下記のとおりである。

3月～新人体育大会	新人体育大会翌日～2月
18:00	17:30

※1年生の仮入部期間中の完全下校時間は 17:00 とする。

- 新人戦後の完全下校時間については、運動部と文化部の活動状況に応じて以下のように設定する。

【運動部】原則的に新人体育大会終了の翌日より17:30完全下校とする。

ただし、団体戦は敗退したが個人戦を勝ち抜いた生徒及び補欠生徒は、この限りではない。校長に活動延長の許可を得ること。

【文化部】新人体育大会集中日1日目の前日から17:30完全下校とする。

ただし、各種コンクールおよび学校行事に向けての活動が優先されるような場合、この限りではない。校長に活動延長の許可を得ること。

- 朝練習は行わないこととする。

(2) 休日の活動については以下のように設定する。

- 休日の部活動の完全下校時刻については、上記に準ずる。

4. 休養日の設定について

(1) 平日のうち少なくとも1日以上 及び 休日のうち少なくとも1日以上を休養日として設定する。ただし、月に1度のふれあいデーは部活動停止とする。

(2) 定期テスト前1週間（テストが2日間の場合は1日目から数える）から定期テスト当日（テストが2日間の場合は2日目）までを部活動停止期間とする。1学期の確認テストは、確認テスト前5日前から、確認テスト当日までを部活動停止期間とする。

(3) 長期休業中の活動については以下のように休養日を設定する。

- 夏季については、学校閉庁日は休養日とする。
- 冬季については、学校閉庁日は休養日とする。

5. 大会等の前1か月の間における2週間の例外について

(1) 上記の『3. 活動時間について』、『4. 休養日の設定について』に係り校長の承認により例外が認められる大会やコンクール等は以下の場合である。

中学校体育連盟が主催する2大会（学校総合体育大会・新人体育大会）や吹奏楽連盟が主催する2コンクール等（県吹奏楽コンクール・県アンサンブルコンテスト）に参加する場合

ただし、活動時間を延長することはできるが、戸田市部活動方針に準じ、全ての活動時間を合計して週16時間を超えないよう配慮することとする。また、大会後にまとまった休養日を設定する等、生徒及び教員が十分な休養をとれるよう配慮することとする。

6. 3年生の部活動について

(1) 3年生の部活動の引退については下記のように定める。

【運動部活動生徒の引退】

学校総合体育大会終了後とする。ただし、その他各種大会（協会主催の大会等）への参加の予定がある場合には、その大会終了後まで参加を認める。

【文化部活動生徒の引退】

夏季に行われる県吹奏楽連盟主催の大会終了後とする。ただし、その他各種コンクール等への参加の予定がある場合は、その終了後まで参加を認める。

(2) 部活動引退後の3年生の部活動への参加については、公立高校入学許可候補者発表の日までは、認めない。発表翌日以降、部活動への参加希望のある生徒は以下を守ること。

- 参加前日までには、顧問の許可を得ること。
- 部活動に参加する際は、原則的に後輩と同じ時間、練習内容等に取り組むこと。
- 学校の規則を守ること。（服装面・自転車使用禁止・不要物の持ち込み禁止）
- 後輩の参加する大会やコンクール等の応援については認めない。

7. その他

- (1) 部活動で使用・購入する服装については、顧問の裁量とする。
- (2) 部活動の時間は、活動場所にカバン等荷物を必ず持っていく、そのまま下校する。終了後、教室には戻らない。
- (3) 活動の最後には、使用した場所の消灯・戸締りを確認する。
- (4) 各学期末の給食のない日に弁当を持参させるか、再登校にするかは顧問の裁量とする。弁当を食べる場所については、原則顧問の教室とする。また、終業式の日に関しては、通知表を持っている点から必ず再登校とする。

第3章 その他

- 1. 部活動の位置付けや目標を踏まえ、教員等による行き過ぎた指導、年齢や目標の異なる生徒間のトラブルを防止し、適切な健康管理と安全管理により事故を防止すること。
- 2. 外部指導者の招聘については、各部活動の実情により、顧問と校長が慎重に協議し、進めること。

3. 事故発生時の対応について

万が一、部活動中、事故が発生した際は学校管理下、学校管理下外を問わず管理職に報告すること。

また、校外で活動する場合は、様式6『引率届』を管理職へ必ず事前に提出しておくこと。

【事故速報について】（戸教政策67号／平成28年4月8日付）

ア 警察、病院、消防署等が関与した場合

イ 当該事故により医師の治療を受けた場合

※骨折、縫合、手術、入院等（軽傷は除くが、救急車利用の際は必ず報告する。）

ウ いじめと判断する事案が発生した場合

エ 報道機関への対応が必要と思われる場合

オ 当事者間でトラブルに発展する可能性がある場合

※怪我、窃盗、盗難、生命への危機等

カ 他校生や卒業生等の関与がある場合

キ その他、報告が必要と校長が判断した場合